

令和7年度 長岡市公衆街路防犯灯設置補助金制度の変更点について

令和7年度からの公衆街路防犯灯設置補助金について、制度の変更点がありますので御確認の上、補助金の申請を行ってください。

変更点① 補助対象外経費の見直し

これまで「処分費」「NTTへの申請代行費」「東北電力への申請代行費」を補助対象外経費としていましたが、この経費を補助対象経費に含めて補助金算定を行うこととします。よって、この3つの経費については工事費総額から除く必要はありません。

※ただし、上記以外の経費で明らかに防犯灯工事とは関係のない費用が含まれていることが確認された場合は、その費用を工事費総額から除く場合があります。

変更点② 補助金算定方法の見直し

これまで複数の防犯灯工事を行い補助金申請を行う場合で、工事費が異なることで1灯あたりの補助金額が変わる場合は、申請を分けて受け付けていましたが、事業区分が同じ補助金申請であれば、工事費が異なる場合でも1つの申請にまとめて補助金額を算定できるよう見直します。

例：2灯の防犯灯を既設の柱に新設する場合・・・事業区分【2号】

防犯灯A・・・工事費 50,000円
防犯灯B・・・工事費 40,000円 > 計 90,000円（工事費総額）

工事費総額 90,000円 × 3/5 = 54,000円・・・①

上限額(2号) 26,000円 × 2灯 = 52,000円・・・②

①>②のため、補助金額は52,000円となります。

！注意点！

事業区分(1号・2号・3号)が異なる場合は、それらをまとめて申請はできません。

例：新設工事の1号区分で1灯、2号区分で2灯の工事を行った場合

⇒1号区分と2号区分でそれぞれ分けて申請書の作成が必要です。

留意点

上記の見直しにより、補助金申請様式を一部変更していますので、申請の際は最新の申請様式を御使用ください。最新の申請様式データは、長岡市ホームページからダウンロード可能です。

トップページ > くらし・手続き > 防犯・交通安全 > 防犯灯の設置について

【URL】 <https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate15/bouhantou.html>

<担当課・問い合わせ先>

長岡市市民課生活安全班 【電話】0258-39-2206 【メール】bouhan@city.nagaoka.lg.jp

補助金制度の内容については、裏面を御覧ください。

長岡市公衆街路防犯灯設置補助金について

(環境配慮型防犯灯 (LED灯等) を設置する場合)

1 補助金の交付対象及び金額

書式	事業区分		設置内容	補助率	上限額 (1灯あたり)
様式1	新設工事	1号	専用の柱を建てて防犯灯を 新設する場合	3/5	56,000円
		2号	既設の柱(電力柱・NTT柱など) に防犯灯を新設する場合	3/5	26,000円
	計画的な 取替工事	3号	既設の蛍光灯等の防犯灯を 故障前にLED灯へ交換する 場合	3/5	25,000円
様式2	故障による 取替工事	3号	既設の防犯灯が故障したため 器具一式取替える場合	3/5	25,000円

※事業区分(1号・2号・3号)が異なる場合は、申請書を区分ごとに分けて作成してください。

※蛍光灯や水銀灯等を設置する場合は、補助率や上限額が上記とは異なります。詳しくは長岡市担当課へお問い合わせください。

2 設置基準

防犯灯の新設、取替工事を行う場合は、次の基準に沿って行ってください。

工事前に必ず御確認いただき、御不明な点は長岡市担当課まで御相談ください。

	基準
灯具	<input type="checkbox"/> LED灯等の環境配慮型防犯灯とする。 ・光源寿命がおおむね 40,000時間以上 であること。 ・同等の明るさの蛍光灯等従来型の防犯灯よりも 電気料金が低額の区分 となること。 <input type="checkbox"/> 自動点滅器付きのものとする。
設置場所	<input type="checkbox"/> 防犯灯の設置間隔は、原則 20m以上 とする。 また、終夜にわたり道路の照明に寄与する光源からおおむね 20m以上 離れていることとする。 <input type="checkbox"/> 防犯灯の設置の高さは、原則 4.5m以上 とする。